

社団法人 全国宅地建物取引業保証協会三重本部

平成23年度事業計画

自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日

1. 苦情解決業務

- (1) 地方本部において無料相談を実施し、消費者及び会員の相談に応じる。
- (2) 一般不動産相談員・広告相談員研修会の実施
- (3) 県及び警察と連携をとり不正業者の摘発に努める。

2. 研修業務

全宅保証直轄の事業としての「全宅広報による紙上研修」とは別に、本年度も業協会と共催で、研修会を開催する。

- (1) 一般公開研修会の実施
- (2) 宅建業者の資質向上のための研修会・講習会の実施及び一般公開推進
 - ① 義務研修会
 - ② 東紀州地区義務研修会及び懇談会
 - ③ 新規免許取得者研修会
 - ④ 支部研修会
- (3) 従業者育成のための研修会実施及び一般公開推進

3. 入会審査と入会促進

新規入会者の加入を促進するため、ホームページでの協会PR・新規入会案内及び消費者向け、新規入会者向けパンフレットなどを通じ入会促進等の案内を行う、又、会員の協力も得て積極的な勧誘活動を行い、加入促進に努める。

又、入会審査については、適切かつ迅速に対応する。

4. 中央・地方本部の事務処理の円滑化、迅速化

入退会手続き業務、弁済業務保証金供託業務での会員及び裁判所、税務署等の対応、会員証明書作成業務等の事務処理を中央本部と連携のもと、適切かつ迅速な処理に努める。

5. 広報業務

広報誌「リアルパートナーみえ」及び「本部からのお知らせ」等を通して、タイムリーな情報を会員に周知する。

(1) 会報の編集と発行

- ① リアルパートナーみえ年3回発行、HP等にて一般公開する。
- ② 「本部からのお知らせ」の編集と送付
- ③ 全宅保証広報の配布

(2) 一般消費者に向けた情報公開の検討・推進

6. 手付金保証業務・保管業務

会員に対し、各制度の周知及び利用の促進を図る。

7. 個人情報保護法の施行に伴う適切な対応

個人情報取扱い事業者としての情報管理業務に努める。

8. その他

- (1) 会員名簿(規定集含む)を作成し、会員に配布する。
- (2) 不動産手帳を会員に配布する。
- (3) 事務局会議の開催
- (4) 財務点検等(毎月)